

特集

仕事・住まい・生活に関する相談が1ヶ所で ワンストップ・サービス・デイ85人が相談

昨年12月24日（木）、ハローワークプラザ那覇（那覇市おもろまちノコブ）あつぷるタウン3階）において、住宅支援・生活支援を必要としている求職者を対象に、1ヶ所で雇用、生活、住宅に関する相談が出来るワンストップ・サービス・デイ（以下、ワンストップ）が実施された。

沖縄県社協においても、新しいセーフティネット施策の一つである生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金の貸付の実施主体として、那覇市社協及び浦添市社協、豊見城市社協、糸満市社協、南城市社協、西原町社協、与那原町社協、南風原町社協、八重瀬町社協、ハローワーク那覇の管轄する市町村（離島を除く）5市4町



▲受付案内コーナーで、相談内容を確認後、該当する担当部門へ案内されました。

社協と共に相談ブースを設置して、貸付の相談に応じた。

生活費に困窮する求職者を支える セーフティネットをつないで

ワンストップを利用した求職者のうち、生活福祉資金などの貸付について相談したケースは、48件。相談の多くが、収入がなく当面の生活費に困っているというものであった。

離職に伴って、社員寮などを出なければならなくなった、家賃の支払いが出来なくなった等の理由で住宅を失った方（喪失の恐れのある方も含む）や、就職活動中の生活費に困っている方に対しては、新しいセーフティネットによる生活再建のための支援策が準備されている。

今回の相談で貸付に至ったケースの中には、失業して家賃が払えなくなり、友人宅へ居候せざるを得ない状況下で就職活動をしていた40代後半の男性のケースがあった。相談者の状況を聞くと、住宅手当の支給要件に該当しており、手当支給までの生活費については、臨時特例つなぎ資金、新たな住宅を確保するための費用について総合支援資金も利用で

きることが、その場で判明した。これは、住宅手当を担当する自治体職員と貸付事業を担当する社協職員が共に相談者に話を聞いたことで必要な支援をすぐに組み立てることが出来た、ワンストップの効果である。



▲生活福祉資金などの貸付について説明を行う

ワンストップ・サービス・デイ利用者アンケートから見えてくるもの

昨年12月に全国のハローワークで実施されたワンストップの求職者用アンケート調査結果（厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyo/employ/onestop2.html>）をみると、ワンストップでよいと思った点として、最も当てはまるものについては、「①自分の話をよく聞いてもらえた」38.2%、「②これまで知らなかった支援制度についてはじめて知ることができた」32.4%、「③いろいろな支援制度の要件などを詳しく聞くことが

出来た」15.1%となっている。また、「今後のワンストップをどのようにしたらよいと思うか」については、「①丁寧な相談、各種制度の説明、窓口の誘導を行ってくれる専門家を常時ハローワークに置くことがよい」34.8%、「②今回のように担当者が一堂に会するサービスを定期的にを行うことがよい」39.2%となっており、その開催頻度については、「1ヶ月に1回程度」67.5%となっている。

この結果から、仕事や生活の相談が1か所で出来るサービスの必要性が読み取れるが、それと同様に「自分の話をよく聞いてもらえる」ことがワンストップの評価点とされた結果から、多くの問題を抱え、余裕を持たない者に対する丁寧な支援のあり方が問われている。

試行的に行われた第1回目のワンストップ当日、ハローワークプラザ那覇で、じっくり相談が出来た求職者がいる一方で、限られた職員の中、相談職員を派遣していた市町村社協の窓口には、いつものように生活の相談に訪れた住民に対する対応が手薄になっていた。

新たなセーフティネットを本当に必要としている人に活用してもらえよう、今回の取り組みを活かし、ハローワークや行政との連携を深めながら、社協の支援力を発揮していくことが求められる。

～低所得世帯等の支援のための貸付制度です～ 生活福祉資金貸付条件等一覧表

資 金 種 類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※貸付対象要件(次のいずれの条件にも該当すること) ・低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること ・借入申込者の本人確認が可能であること ・現に住居を有していること、又は「住宅手当緊急特別措置事業」における「住宅手当」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ・県社協及び市町村社協等関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること ・県社協が市町村社協等関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること ・失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず生活費を賄うことができないこと					
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間12か月以内	最終貸付日から6か月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日から6か月以内		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福 祉 資 金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福 祉 費	日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要なと見込まれる費用	貸付限度額の目安	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	償還期間の目安	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
	生業を営むために必要な経費	460万円以内		20年以内		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額等)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき 170万円以内		5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス等を受ける期間が1年を超えないとき 170万円以内		5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内		7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内		3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内		3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内		3年以内		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内		
緊急小口資金	次の理由に緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ・医療費又は介護費の支払により臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	貸付けの日から2か月以内	8か月以内	無利子	
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		※世帯内で連帯借受人が必要			
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6か月以内	貸付月数の3倍or4倍以内	無利子	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金						
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%もしくは、長期プライムレートのいずれか低い利率	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)				
臨時特例つなぎ資金	公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活資金	10万円以内	—	当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1か月以内	無利子	

※ご相談はお住まいの民生委員か市町村社会福祉協議会まで